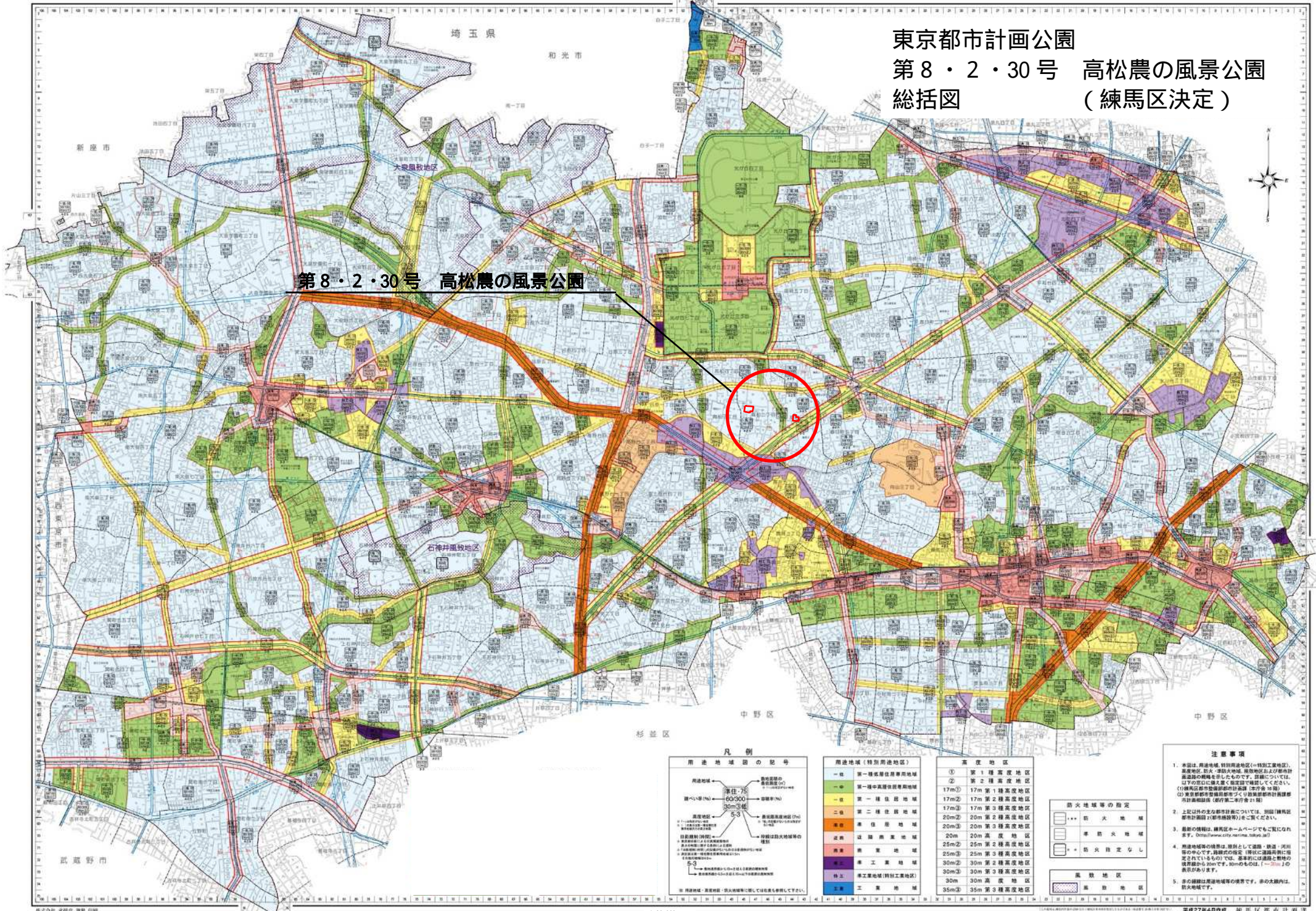


東京都市計画公園  
第8・2・30号 高松農の風景公園  
総括図  
(練馬区決定)

第8・2・30号 高松農の風景公園



**凡例**

用途地域団の記号	用途地域(特別用途地区)	高度地区
用途地域 居住(%) 商業(%) 5-3	第一種低層住宅専用地域 第一種中高層住宅専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 準工業地(特別工業地区) 工業地域	第一種高度地区 第二種高度地区 17m① 17m 第一種高度地区 17m② 17m 第二種高度地区 20m③ 20m 第三種高度地区 20m 20m 高度地区 25m④ 25m 第二種高度地区 25m⑤ 25m 第三種高度地区 30m⑥ 30m 第二種高度地区 30m⑦ 30m 第三種高度地区 30m 30m 高度地区 35m⑧ 35m 第三種高度地区

**防火地域の指定**

●●●	防火地域
□	準防火地域
○	防火指定なし

**風致地区**

■	風致地区
---	------

- 注意事項**
1. 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画緑地の範囲を示したものであります。詳細については、以下の窓口へ添え状で確認してください。  
(1)東京都市計画部都市計画課(2階3号14号)  
(2)東京都市計画部都市づくり推進部都市計画課都市計画課総務課(2階2号15号)
  2. 上記以外の主な都市計画については、別図「緑地区都市計画図(都市計画部)」をご覧ください。
  3. 墨線の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。[http://www.city.nerima.lg.jp/]
  4. 用途地域等の情報は、原則として道路、鉄道、河川等の中心線(墨線)の指定(併せて道路側に指定されているもの)では、基本的に道路幅と用途地域の境界から30mです。一部の例外は、「1-1」の表があります。
  5. 赤の墨線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。